### 平成25年度 新学術領域研究(研究領域提案型) 中間評価結果(所見)

# 研究領域名

法と人間科学

#### 研究期間

平成23年度~平成27年度

#### 領域代表者

仲 真紀子(北海道大学・大学院文学研究科・教授)

#### 研究領域の概要

司法手続きや司法に関わる様々な行為には、人の認知、情報、意志決定などの心理学的プロセスや、発達、障害などの心理的特性、知識、信念、価値観などの心理的属性が密接に関わっている。本研究課題は、法学、心理学、司法の実務の領域にまたがる新学術領域を創出し、押し進めようとするものである。その目標は、法学者、心理学者、実務家が協働し、司法の現場に関わる研究活動を行うこと、得られた成果を制度や実務へと還元すること,制度や実務からのフィードバックを得て,新たな研究課題へと投入すること、である。このことにより、実証科学に支えられた法制度の構築、法の実務が可能となり、社会の福祉と幸福のために資することができると考えられる。

#### 領域代表者からの報告

## 1. 研究領域の目的及び意義

以下、1. 研究領域の研究目的と 2. 全体構想について述べる。また、3. どのような点が「我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域」であるかを述べ、最後に、4. 研究の学術的背景について述べる。

#### 1. 研究領域の研究目的

2009 年に裁判員制度が開始され、応募時では1年余(現在では3年)が経過し、制度の利点や問題が議論されるようになった。また、司法への国民参加に伴い、法教育、捜査の可視化、虐待への対応、矯正や服役後の課題等、これまであまり目を向けられてこなかった実務的な問題への関心も高まっている。科学的研究と、エビデンスにもとづく解決が望まれる課題として、以下のような問題を挙げることができる。

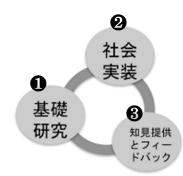
- **制度の基盤に関わる問題【法意識と教育】**:日本の法概念、一般市民の法的考え方やその発達的変化、日本の法概念に即した法教育(法哲学、法社会学、教育)。
- 公判前の問題【捜査に関わる問題】:虚偽自白を生まない取調べ(記憶、コミュニケーション)、正確な被疑者同一性識別(知覚、記憶)、弱者・障害者のケア等(発達、精神医療)。
- 公判での問題【法廷での問題】: 尋問方法(コミュニケーション、認知)、宣誓の理解(嘘に対する 意識、法意識)、法律用語の理解(語彙、知識)、裁判員・裁判官による証拠評価や意志決定のプロ セス(意志決定)、訴追手続きや弁護の有効性(コミュニケーション、説得)。
- 公判後の問題【福祉、支援の問題】:薬物やギャンブル依存、性犯罪等、特性に応じた処遇が必要な強制プログラムやその評価(精神医療、発達)、被告人、被害者、参考人等による判決の受け入れや満足度(法意識、刑罰に対する意識)。

こういった問題は、基礎的な実験や調査により得られた心理学的知見を応用するだけでは解決できない。 現実的な法や制度のもとでの人間行動の理解、解明が必要であり、司法のフィールドとの連携や恊働がなければ、情報収集も成果還元も不可能である。

諸外国では「法と心理学」の枠組みにおいて、こういった領域連携的な研究がさかんに行なわれ、エビデンスにもとづく法制度の策定や実務におけるガイドラインの作成、実務家訓練が推進されている。しかし、我が国ではこういった共同研究が系統的に行なわれることはなく、実務への貢献にも制約があった。

司法に関わる人間の行動に関する心理・社会科学的な実証研究が行われるようになったのは、1990年代半ばからである。

このような現状を踏まえ、本領域では、法学、心理学、および司法の実務の領域にまたがる新学術領域の創出を提案し、推し進める。その目標は、①司法の実務に即した課題を、法学者、心理学者、実務家が恊働し、現場のフィールドを前提として研究活動を行うこと、②得られた成果を制度や実務へと還元すること、③制度や実務からのフィードバックを得て、新たな研究課題へと投入すること、である。そうすることにより、我が国の学術水準の向上と強化を図り、実証科学に支えられた法の実務、法制度の構築を導き、社会の福祉と幸福のために資することを図る。



### 2. 全体的構想

本申請は「研究領域提案型」であり、法学者、司法の実務家、心理・社会学者が恊働して研究を行い、 人材育成の道筋をつくることのできる領域を確立することを目指している。具体的には核となる研究グループとして「法意識と教育」「捜査手続き」「裁判員裁判」「司法と福祉」の4つのフィールドを形成する。 以下、各フィールドおよび計画研究について述べる。

- 【法意識と教育】裁判員制度の成立にともない、一般市民が司法に関心を寄せ、実務にも関わるようになった。市民の法意識や法に関する教育は重要な課題である。ここでは、①唐沢班が、司法の基本的概念である「責任」等の諸概念に関し、一般市民がどのような理解の構造と判断過程を示すのかを社会調査や実験によって調べた上、これら諸概念に関する教育方法を考案する。②河合班では、厳罰化・死刑は犯罪を抑止しないという知見にもとづき、市民の厳罰化・死刑に関する信念、科学的データとの乖離を調査し、市民への知識提供を行う。③久保山班では、民事紛争をテーマに、法教育のゲーム教材を作成する。
- 【捜査手続き】足利事件の虚偽自白をはじめ、事情聴取の方法や記録法は現代的な問題である。ここでは、④高木班が、虚偽自白発生防止を組み込んだ被疑者面接技法の作成を、⑤厳島班では、目撃証言の正確さを保証する識別・尋問方法の開発を目指す。また、⑥佐藤班は、複数回にわたって録取される供述を三次元的に視覚化し、信用性の査定を支援するシステムを作成する。
- 【裁判員裁判】裁判員制度が開始され、市民による司法参加に伴う問題や支援の必要性が明らかになってきた。⑦伊東班は、マスコミによる報道など、証拠以外の情報が市民の認知や司法判断に及ぼす影響を明らかにし、裁判員制度運用に関する提言を行う。⑧指宿班は裁判員裁判における取り調べの可視化の効果と問題点を明らかにし、ガイドラインの策定を行う。
- 【司法と福祉】被害者をどのように保護支援するか、犯罪を犯した者の立ち直りにどう働きかけるかという問題を扱う。⑨仲班は発達心理学の視点に立ち、虐待被害を受けた子どもに対する事情聴取の方法を確立するとともに、司法関係者、医療関係者、福祉関係者との連携のあり方を調べる。⑩石塚班は、発達障害における成人・少年の一貫した処遇の検討などを通して、人間科学的知見の活用の関係について、そのあるべき姿を提案する。

以上のすべての研究班において(a) 実務家との問題共有、(b) 基礎研究、(c) 実務家・市民への成果提供(提言、ガイドラインの作成、実務家研修、教材の普及等)、(d) 実務家・市民からのフィードバック、というサイクルにより研究を推進する。特に(c) の成果提供は総括班が指揮を取り、10 グループ(公募班参加後は18 グループ)が連携をもって実施する。具体的にはデータベースを作り、HP 等によって提供する他、学会などの前後に実務家に対する共同研修を行う。

# 3. 本領域のどのような点が「我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域」であるか

この領域の特徴は、(a)心理学者、法学者、司法の実務家という複数の視点による問題共有、(b)協働による研究、(c)社会への実装(研修、提言、ガイドライン、教材、授業、講演)、(d)フィードバックのプ

ロセスを繰り返すことにより、研究を進めることである。このことにより、法学と心理学は、現実の制度における人間行動の解明という機会が与えられ、実務においては、エビデンスに基づく意思決定や制度構築が可能になる。また、その効果測定は、研究領域のさらなる向上・強化につながる。

## 4. 研究の学術的背景

欧米では1970年代後半頃より、法と心理学の領域が顕現してきた。アメリカでは1976年にアメリカ心理学会の部会として法と心理学会が設立され、Law & Human Behavior 誌を発行している。西欧ではヨーロッパ心理・法学会が1991年に設立され、Psychology、Crime & Law 誌を発行している。1998年からは4年に1度、アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアの合同法と心理学会が開催され、日本からの参加も多い。これらの会議・学会では司法に関わる種々の課題が心理学者、法学者、実務家間で議論され、制度設計や評価において用いられている。日本では2000年に法と心理学会が設立され、法学者、心理学者と弁護士、家裁調査官等の実務家の恊働が見られるようになった。このような準備のもと、新学術領域を立ち上げた。

### 2. 研究の進展状況及び成果の概要

以下、1. 応募時に記述した研究期間内の目標について述べ、2. 現在どこまで研究が進展しているのか、その経過について述べる。また、3. 応募時に設定した研究の対象に照らして、どのように発展したかを、計画研究毎に記述する。

## 1. 応募時に記述した研究期間内の目標

計画書に示した通り、期間内に、以下の3点を達成する。

- (1) 基礎研究と「道具」の作成:10の計画研究課題は、それぞれが研究の目標を追求し、新たな学術的成果を得るとともに、社会実装のための道具を作り出す。それは、【法意識と教育】の教材(①、②、③)、【捜査手続き】における事情聴取法(④、⑤)や供述の査定法(⑥)、【裁判員裁判】における実務家研修マニュアル(⑦、⑧)、【司法と福祉】における実務家研修プログラム(⑨)、処遇支援(⑩)などである。
- (2) 道具の使用とフィードバック:上記の道具を、市民、実務家に提供し、社会実装するとともにフィードバックを得る。これは有機的連携(【1】実務家研修、【2】シンポジウム・研究会、【3】模擬裁判、【4】合宿)、ならびに有機的発信(【5】HP・ニューズレター・通信等)によって行う。
- (3) **学術研究への投入**:得られたフィードバックから、さらに基礎研究を発展させる。これは(1)をスパイラルに発展させたものとなる。

なお、各研究班は、このサイクルを期間中に少なくとも4回は繰り返すことを目標とした。

## 2. 現在どこまで研究が進展しているのか

(1) 基礎研究と「道具」の作成の進展

#### 【法意識と教育】

- ① A01-001 唐沢班 (責任概念): 唐沢班は司法における基本的概念の一つである「責任」に注目し、その歴史的展開や発達を調べるとともに、「責任」を含む教育教材の開発を目指している。これまでに、責任概念について規範論的・心理学的整理を行い、個人の責任/組織の責任の概念が異なることや、規範意識や懲罰動機は責任のとりかた(量刑等)に影響を及ぼすことを調査、実験により明らかにした。
- ② A01-002 河合班 (刑罰と犯罪抑止):河合班は、厳罰化・死刑に関する信念と科学的知見との関係性を調べ、市民に科学的に裏付けられた知識を提供する方法を検討している。まず、市民の意識をより正確に捉えることを目指して、討論形式の世論調査の方法について検討し、予備調査を行った。結果を踏まえ、刑罰に関する市民の意識を精査し、その上で知識提供の方法を探る。
- ③ **A01-003 久保山班(法教育)**: 久保山班では民事紛争を題材とした、法教育のゲーム教材を作成する。 紛争解決に関する複数のパターン(自治法廷、弁護士等の専門家、長老のような権威者による判断、い じめを題材としたビデオゲーム)などに対する市民の反応を調べ、主体的に問題に慣れ親しむことでよ り柔軟な解決を目指す、ゲームを試作した。

### 【捜査手続き】

- ④ A02-001 高木班(被疑者面接技法):高木班では、虚偽自白の発生を防ぐ被疑者面接技法の作成を目指している。糾問的で自白を得やすいとされる米国の Reid テクニック、自白を得ることよりも情報収集を目指す英国の PEACE アプローチ、および日本の伝統的取り調べ法を比較するとともに、日本における現実の取調べを分析した。その結果、枠組みを明確にした上で取調べを行う欧米の方法に比べ、日本では曖昧なコミュニケーションのなかで情報収集が行われていることを明らかにした。これらを踏まえ、日本型の取調べ法の検討を開始した。
- ⑤ A02-002 厳島班(目撃証言の識別・尋問方法): 厳島班では、目撃証言の正確さを保証する識別・尋問方法の開発を目指す。そのために、目撃証言の正確性に影響を及ぼす種々の要因、すなわち情報源モニタリング、スキーマ、視覚的注意、顔の示唆性、顔の識別後のフィードバック(合っている、いない等)、非言語音による発話者の同一性識別等につき、実験研究を行い、効果の所在を明らかにした。
- ⑥ A02-003 佐藤班 (供述の三次元地層モデリング): 佐藤班では、複数回にわたって録取される供述を三次元的に視覚化し、信用性の査定を支援するコンピュータプログラム (KTH CUBE) を作成し、これを用いて供述の分析を行うことを目指している。まず、供述を図的に示すことの情報理論的意義につき考察し、大量の情報を処理するための認知的付加の提言、多角的な観点から情報を概観できるパースペクティブを実現することの効果を明らかにした。

### 【裁判員裁判】

- ⑦ A03-001 伊東班(裁判員の判断過程): 伊東班では、裁判員による司法判断に影響を及ぼす種々の要因、特に情動的な要因について検討している。これまでに複数の実験研究を行い、グロテスクな写真を提示することの効果、マインドセットと説示が判断に及ぼす影響、被害者意見陳述等の感情に関わる要因が事実認定判断に及ぼす影響について明らかにした。
- ⑧ A03-002 指宿班(可視化の制度構築と裁判員裁判):指宿班では、裁判員裁判における取り調べの可視化の効果と問題点を明らかにし、提言やガイドラインの策定を行うことを目指している。これまでに、取調べのあり方により生じたとされる冤罪について精査し、可視化に関わる問題と論叢、検察庁、警察庁の動向、心理学的課題について検討した。

#### 【司法と福祉】

- ③ A04-001 仲班(司法面接):仲班は認知・発達心理学の視点に立ち、虐待被害の疑いのある子どもへの事情聴取の方法(司法面接法)を確立するとともに、司法と福祉の連携のあり方を検討することを目指している。実験研究により、異なる面接法の効果、オープン質問を行うことの意義を明らかにするとともに、出来事を報告することの意義を調べた。これらを踏まえ専門家に研修を行い、フィードバックを得た。

## (2) 道具の使用とフィードバック(【1】~【5】)の進展

- (1) で行った研究、それを受けての「道具」を実務家や市民を対象に提供し、そのフィードバックを得ることは本領域を推進するための重要なエンジンとなっている。以下、【1】司法に関わる専門家や実務家(弁護士、警察官、児童相談所職員等)を対象とする実務家研修、【2】法学者、心理学者と実務家が共同で行うシンポジウムや研究会(札幌法と心理学研究会)、【3】市民や実務家を対象とする模擬裁判、【4】合宿(全体会)を行い、【5】HP、冊子体によるニューズレター、電子媒体による法と人間科学通信に関する成果について述べる。
- 【1】実務家研修:実務家研修は、以下に示すように、平成23年度は2回、24年度は2回、25年度は(3回中の)1回実施した。研究者、実務家(弁護士、警察官、家裁調査官、教員、カウンセラー等)の参加があり、知見の提供を行うとともに、質疑応答、調査表等により、現場の声を収集した。
- 23 年度:5月27日(学習院大学)「目撃供述はなぜ誤るのか:その原因と目撃供述の評価法」(厳島 班);9月18日(日本大学)「被疑者へのビデオ録画面接の効果:面接技術の向上のためにも」(R. ブルレスター大学教授)

- 24 年度:6月1日(岡山大学)「市民と育む法意識:法教育の理論と実践」(唐沢班・長谷川班);9月14日(専修大学)「コミュニケーション弱者のための取り調べ技法:情報収集アプローチ」(高木班・仲班)
- **25 年度**: 4月 27 日 (北海道大学):「大学のカルト対策〜被害者への具体的な援助と方策〜」(櫻井班) **【2】シンポジウム・研究会**
- 23 年度:10月1日(名古屋大学)「エビデンスに基づく取り調べの科学化」(唐沢班・高木班・指宿班・仲班); 24 年度:10月19日(青山学院大学)「法学と人間科学における学際的研究の展望と課題」(唐沢班・指宿班・高木班・仲班);25年1月12日(東京商工会議所)「『法と人間科学』という学融的領域が切り開く未来」(唐沢班・佐藤班・指宿班・伊東班・唐沢(か)班・仲班・石塚班);3月17日(慶應義塾大学):「裁判員裁判と心理学:心理学的研究は何を語るのか?」(伊東班・佐伯班);25年度:6月8日(学習院大学):「裁判員裁判をめぐる心理学的諸問題—何が問題か・どう対処するか」(唐沢班・仲班)
- 札幌法と心理学研究会:研究班員や実務家・専門家による「札幌法と心理学研究会」を、北海道大学に おいて、平成23年度は5回、平成24年度は8回、平成25年度は3回(6月まで)開催した。
- 【3】模擬裁判:平成23年度、24年度にそれぞれ1度実施した。
- 24 年 2 月 26 日 (札幌市資料館:旧札幌控訴院法廷):幼児への虐待、心理学者による専門家証言、量 刑判断に焦点を当てた模擬裁判を行い、研究者、実務家(弁護士、家裁調査官等)、市民が参加した。
- 25 年 3 月 3 日 (秋田大学):「いじめ問題プロジェクト -いじめ・人権・教育・法-」として学校でのいじめ事案にもとづく模擬裁判を行い、研究者、実務家(弁護士、教員)、市民が参加した。
- 【4】全体会・合宿:平成23年度は「全体会」、24年度はより実質的な議論・意見交換を行う合宿を実施した。領域形成について議論を行うため、24年度は事前課題を設け、グループワークを実施した。
- 【5】 HP・ニューズレター・通信等:23 年度に HP を立ち上げ、【1】~【4】の情報や計画研究班、公募班の活動を掲載した。また、学生・院生、実務家からの問い合わせが可能なデータベースとしての充実も図りつつある。ニューズレター、電子媒体による法と人間科学通信を各3号発信した。

#### 3. 応募時に設定した研究対象に照らし、どのように発展したか

本領域で設定した研究対象は、**(1)既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域**の創成を目指す、

- (2) 異なる学問分野の研究者が連携して行う共同研究等の推進により、当該研究領域の発展を目指す、
- (3) **多様な研究者による新たな視点や手法による共同研究等**の推進により、当該研究領域の新たな展開を目指す、の3点を設定した。以下、各点につき順に述べる。
- (1) 既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成ができたか:本領域は法学と人間科学の融合を目指している。しかし、共同研究を行うだけでは、新しい知見・方法の持ち寄りはできても、一体化は困難である。そこで、本領域では研究のサイクルに「実務家への研修」を取り入れ、現実の法教育、事件捜査、裁判、あるいは福祉・司法の場で用いることのできる「道具」を作り出すことを目指した。研究成果を実務家に提供し、フィードバックを研究に投入するという方法は、「現実に使えるか」「使うことで明らかに状況が改善されるか」という厳しい基準により、研究の方法や成果の発信の仕方に影響を及ぼしている。

一指標として、23 年度と 24 年度の「**道具の使用とフィードバック」(【1】~【5】)** への参加者数と、参

加者の職種を調べた。人数がカウントできたもののみの統計であり、制約はあるが、参加者総数は23年度は162人、24年度は256人で、56%の増加であった。職種の割合を図1に示す。23年度は法学者、心理学者、社会学者がそれぞれ15%、52%、0%で、大半が心理学者であり、専門家・実務家は全体の22%であった。24年度は法学者、心理学者、社会学者の割合は23%、33%、

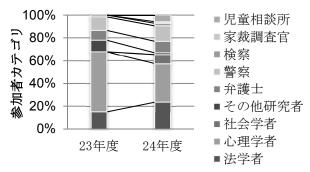


図1:年度ごとの参加者カテゴリ(%)

7%となり、専門家・実務家の職種も弁護士、警察・検察、家裁調査官、児童相談所職員、教員と広がっている。実務家に提供し、社会実装を目指すことのできる成果を出す事のできる新興・融合領域の萌しが見える。

- (2) 異なる学問分野の研究者が連携して行う共同研究等の推進により、当該研究領域が発展したか:本領域の成果には、法学、心理学分野に属するとされる研究者が共同で問題解決に挑み、社会に提言をしている例が多数見られる(白取「刑事司法における心理学・心理鑑定の可能性」、指宿「可視化へ!」等)。
- (3) **多様な研究者による新たな視点や手法による共同研究等の推進により、当該研究領域の新たな展開を目指せたか**: 法解釈、判例分析、法や法制度の国際比較等は法学の資産であり、実験・調査法、モデリング等は心理学の資産である。これらを融合させ、法の実務の上で意義のある課題を実証的に検討するという展開が見られた(仲「エビデンスにもとづく取調べの科学化」、佐藤「KTHキューブ」等)。

### 審査部会における所見

A-(研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの進展が認められるが、一部に遅れが認められる)

#### 1. 総合所見

本研究領域は、法学や心理学を中心とする学術研究の成果を司法実務などに社会実装し、そこから得られるフィードバックを踏まえて更なる学術研究を進め、既存の学問分野の枠にとどまらない新たな学術領域を創出することを目指している。各研究項目における理論的な成果の一部が、実務においても現に参照され、それが更なる成果をもたらしている点は、評価に値する。他方で、一部の計画研究において、計画の進展に遅れが見られ、また、それらの連携・融合の深度にばらつきがあることから、計画研究相互の連携を強化することを含め、異分野の融合により新学術領域を創成する方法論の確立・実践が求められる。

#### 2. 評価に当たっての着目点ごとの所見

### (a) 研究の進展状況

複数の計画研究での合同研究や実務家研修の実施を通じて、研究者の専門分野や、研究者と実務家といった区分を超えた異分野の連携を図る取組が着実に実施されている。他方で、研究項目によっては研究の進展に遅れが見られ、十分に連携がなされていないことから、研究領域全体として、新たな学問領域の創出に向けて研究成果の体系化を促進するとともに、異分野融合を可能とする方法論の確立が強く求められる。

#### (b) 研究成果

理論面で多くの成果が得られ、それらが研修等を通じて司法実務において参照される例もあるなど、連携による成果が着実に得られているほか、公開研究会等によりその情報発信も積極的に行われている。今後は、社会実装から得られるフィードバックを踏まえた理論の深化とともに、異分野連携を進め、既存の研究の枠組みを超えた形での融合によって、具体的な成果の獲得につなげることが期待される。

#### (c) 研究組織

司法実務の場面で使用できるツールの作成、実務家研修などを通じて、連携ないし融合のインセンティブを与える工夫がなされており、いくつかの計画研究では異分野の連携が展開していることが認められる。こうした活動を現実の異分野融合による新たな学問領域の創出につなげるためにも、組織の改編も含めて、総括班のイニシアチブによって各計画研究の連携をより強めることを可能とする領域運営方法の検討が求められる。

## (d) 研究費の使用

特に問題点はなかった。

### (e) 今後の研究領域の推進方策

計画研究相互の連携の強化を通じて、融合による新たな研究領域の創成に結びつける方法の確立が求められる。そのため、領域全体として何をどのように明らかにするか、実務家との協働をどのように実質化するか、といった点を明確にした上で、領域内の連携強化を図る必要がある。例えば、研究会等の場での研究成果の共有に加えて、研究の着手時点において異分野間の実質的な連携を図る具体的な研究課題を設定するなど、研究サイクルにおける意識的・制度的な異分野融合に向けた対応を図ることも考えられる。

## (f) 各計画研究の継続に係る審査の必要性・経費の適切性

一部の計画研究で遅れが見られるものの、各計画研究は概ね順調に進展している。しかしながら、計画研究相互の連携が十分でないことから、領域全体としての研究の進め方、連携強化に向けた方策等を改めて明確にするため、一部の計画研究について継続に係る審査を行う必要がある。